

廿日市市運転手採用支援金について

【趣旨】

全国的に深刻な運転手不足に直面しており、他府県内では、バス路線の廃止や短縮など運転手不足による運行の維持が困難な状況が顕在している。また、2024年からは労働規制が強化され、より運転手不足に拍車がかかる状況である。

本市の自主運行バスを担う交通事業者においても、運転手の高齢化や採用応募がない等、運転手の確保が喫緊の課題となっており、近いうちに現状の運行の維持することが困難になることが見込まれる。

そのため、各交通事業者に対し運転手採用支援を行うことで、市自主運行バスの運行を維持し、地域公共交通ネットワークの維持を図る。

【対象者】

廿日市市と協定を締結し、市自主運行バスを運行する事業者

【交付額】

対象経費の2分の1以内の額（上限30万円）

※ 千円未満は切り捨て

【対象経費】

対象者の従業員（市自主運行バスの運行に従事することとなる者）で、貸与されたバスの運転に必要な大型自動車または中型自動車の第二種運転免許の取得に要した経費のうち、教習料、運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費

※ 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所で取得した免許に限る。

【交付申込み】

交付金の対象となる従業員が指定自動車教習所への入校手続きが完了した後、次の書類を廿日市市交通政策課にご提出ください。

- 提出書類
- ・ 廿日市市運転手採用支援金交付申込書（様式第1号）
 - ・ 対象経費を確認できる資料（入学時の書類など）
 - ・ 対象となる従業員を雇用していることを証する書類
 - ・ 国・県等の同様の助成の額が分かる書類（他の助成を申込む場合のみ）

申込み期限 令和6年9月30日（月）まで

【交付申込み以降の流れ】

別添フロー図のとおり

廿日市市運転手採用支援金 フロー図

別添

